

## 第3回久慈市農業委員会議議事録

- 1 日 時 令和7年5月20日（火）13時30分～16時00分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて  
協議事項 令和7年度畑地化促進事業の申請について  
報告事項(1) 農地改良届出書の提出について  
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 24名(別添名簿のとおり)  
事務局 事務局長 澤 口 紀 子  
農地係長 大 道 学  
主任 長 代 美 穂  
農政課 主 査 大 崎 純

## 第 3 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	
5	安塔城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

## 5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 会長	ただ今から、令和7年度第3回久慈市農業委員会議を開会いたします。本日の会議について事務局より報告を求めます。
事務局長	本日の欠席通告委員を報告いたします。1番外里委員、4番木村委員、6番宇部文人委員、12番宇部慎二委員、小倉推進委員、中川原推進委員より欠席通告がありました。なお、城内推進委員から遅刻の連絡がございました。本日は説明員として農政課の大崎主査に出席いただいております。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会規則第10条に規定する、議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員に、5番安堵城委員、7番鹿糠勇委員、お願いいたします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局より説明を願います。</p>
長代主任	<p>付議番号1番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲受人が現在も農地の管理耕作を行っているそうです。一方、譲渡人ですが、高齢により自らでは管理耕作できないこと、また、ご家族の中には今回の農地を今後耕作していく意思のあるものがないという状況であることから、今後正式に譲受人が管理耕作することとして贈与するものであります。</p> <p>付議番号2番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。譲渡人が農地の管理耕作ができないということから、譲受人へ贈与するものであります。譲受人については、〇〇会社の役員となっておりますが、野菜等をこれから耕作する予定である旨の申請を受けております。農地法第3条の許可基準について、簡単ですが、少しご説明させていただきます。農地法第3条による権利移動については、農地法第3条第2項に記載される事項に該当する場合、許可できないこととなっております。農地法第3条第2項の事項、表の第1号から第6</p>

	発言主旨
	<p>号までの6つの項目となります。第2項第1号、全部効率利用は、農地取得後にすでに持っている農地も含めて、全部の農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められない場合、これに該当する場合は許可できません。第2項第2号、農業生産法人以外の法人は、文字どおり農業生産法人以外の法人は農地を取得できないので、許可できません。第2項第3号、信託ですが農地の権利取得が信託の引き受けによるものである場合、この場合も許可できません。第2項第4号、農作業常時従事については、農地取得者及び家族が耕作または養畜等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合、許可できない。第2項第5号、転貸禁止については、取得した農地を貸し付け、または質入するようしようとする場合、こちらも許可できません。第2項第6号、地域調和は周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがある場合、以上の条件に該当する場合は許可できないこととなっております。申請のあった付議番号1番、2番についてですが、事務局の書類審査と状況確認をした結果、第2項第1号から第6号まで、それぞれ該当しませんでしたので、ご報告させていただきます。以上で事務局からの説明を終わります。</p>
会長	<p>続いて現地調査委員からの報告を願います。鹿糠勢津子委員お願いします。</p>
鹿糠勢津子委員	<p>付議番号1番、〇〇町、〇〇地区入口です。譲受人の自宅は畑の奥にあり、水田はすでに畦畔も整備され、田植えの準備が順調に進んでおりました。畑も水田も譲受人が、今までも耕作しており、今後も続けるとのことです。</p> <p>付議番号2番、〇〇から〇〇方面に向かい、〇〇館の手前となります。傾斜地が一面畑となっており、草はきれいに刈り取られていました。譲受人に贈与するという内容ですので、慎重審議の方よろしく願います。</p>
会長	<p>議案第1号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。(鹿糠勇委員 挙手)</p> <p>鹿糠勇委員。</p>
鹿糠勇委員	<p>付議番号1番、2番どちらも贈与ということですか。</p>
長代主任	<p>どちらも贈与で申請が出ております。</p>

	発言主旨
会長	その他ございますか。 (成田委員 挙手) 成田委員。
成田委員	付議番号2番の譲受人と譲渡人の関係を教えてください。
長代主任	特に関係はなく、譲渡人が農地や山林を相続し、林業関係者を通じて譲受人に譲るということになったと伺っております。 (大鹿糠委員 挙手)
会長	大鹿糠委員。
大鹿糠委員	譲受人は新規就農者になりますか。営農計画等は出されていますか。何をされるのかお聞きしたいです。
長代主任	譲受人は農地を全く持ってない方ですので、新規就農者になると思います。計画ですが、トラクターを使って野菜を耕作すると聞いております。 (松野下推進委員 挙手)
会長	松野下推進委員。
松野下推進委員	先ほど農地法第3条の説明がありましたが、第2項第4号農作業常時従事というこの定義は、社長さんが常時従事できる状況なのでしょうか。
長代主任	第2項第4号で基本的には、農作業の従事日数が年間150日以上であることを前提とするとされておりますが、譲受人に関しては160日従事できると申請が来ております。 (内久保委員 挙手)
会長	内久保委員。
内久保委員	譲渡人は年齢的にも高齢でもないと思われまして、家族や親せきでもない方に贈与するとのことですので、簡単に許可は出せないのではないかと思いますので、慎重に審議したいと思っております。

	発言主旨
会長	<p>他に関連ある方いらっしゃいますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ、付議番号1番と2番を別々に採決したいと思います。付議番号1番について採決をいたします。原案通りでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>付議番号1番に関しては、採決ということにします。付議番号2番に関しては、もう少し調査をいたします。継続審議ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>継続審議ということで調査の方を進めたいと思いますので、よろしくお祈いします。それでは、議案第2号農地法の適用外証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
長代主任	<p>議案第2号農地法の適用外証明願についてご説明いたします。付議番号1、土地の表示、願出人は記載の通りです。地目は田、現況は宅地となっております。〇〇施設の道路挟んで向かい側の店舗と、その隣の店舗の間の部分です。平成15年ごろに隣接地に店舗を建設された際に、一緒に地目変更したものだと思っていたとのことで、これまで店舗側と一体利用されているという状況です。</p> <p>付議番号2、土地の表示は記載の通り、地目は田、現況は宅地となっております。申請人の父親が住宅建設をした際、面積がやや狭かったため、隣地の一部を分筆して取得し住宅を建てたとのことです。その際に地目変更しないまま現在に至るとのことです。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員から報告をお願いします。二橋推進委員お願いいたします。</p>
二橋推進委員	<p>付議番号1番、店舗の隣接位置にあり、現在はすでに宅地化されており、駐車場の一部であり耕作は困難だと思われます。</p> <p>付議番号2、〇〇施設から西に200mほどの場所であり、現地はすでに軒先の一部となり物置小屋が建っており耕作は困難だと思われました。</p>
会長	<p>第2号議案について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p>

	発言主旨
	<p>よろしければ質疑を打ち切ります。採決をいたします。議案第2号について、特にご意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>意見がないものとして決しました。次に協議事項令和7年度畑地化促進事業の申請についてを議題といたします。協議事項の関係者であります当職が一時退出いたします。よって内久保職務代理者に議事進行をお願いいたします。</p> <p>(田村会長退室)</p>
内久保職務代理者	<p>暫時会長務めさせていただきます。よろしく申し上げます。それでは農政課より、協議事項の説明をお願いします。大崎主査をお願いします。</p>
農政課大崎主査	<p>畑地化促進事業ですが、水田の転作交付金の制度である経営所得安定対策事業の中の一つの制度となっており、転作交付金の申請をし、転作作物の作付け、出荷販売を行うと転作の交付金が国から交付されますが、この畑地化促進事業は、5年間継続して転作作物を作付することを約束し申請することで、毎年の転作交付金の代わりに、まとまった額の交付金を受け取れる制度です。ただし、要件が厳しく現在転作の交付金を受けている方全員が申請できるものではありません。畑地化の申請に際し地域の関係機関等の合意を得ることが必要となります。本日は農業委員会の皆さまから同意をいただきたいことから、ご協議をお願いするものです。2名から、17筆、32,031㎡の申請が出ております。①〇〇地区、Aさんの申請になります。〇〇町内の圃場で、昨年畑地化申請が採択された2筆に1筆を追加申請するものです。②〇〇地区、Bさんの申請となります。〇〇町の圃場と、〇〇町内の圃場を申請するものでございます。</p> <p>以上の申請について、土地改良区と農業委員会の皆さまからご協議いただき、国に申請するという流れになります。説明は以上になります。</p>
内久保職務代理者	<p>みなさんから何かございましたらお願いします。</p> <p>(成田委員 挙手)</p> <p>成田委員。</p>
成田委員	<p>改良区の許可も必要だということは、どういう意味ですか。</p>
農政課大崎主査	<p>畑地化促進事業にかかわらず、経営所得安定対策の事業はすべて国の</p>

	発言主旨
	<p>要綱に沿って行うものになっており、5年間継続できますが、6年目以降は転作のお金など国からの交付金は何も出ない圃場になってしまいます。例えば、畑地化促進事業を申請した方が、辞められて他の人が継続して農地を譲り受け、作付けをする時、交付金が出ないこととなります。地域の人にもご理解をいただくということで、国の定めとして農業委員会と土地改良区から合意をいただいて、申請するという事になっております。</p> <p>(成田委員 挙手)</p>
内久保職務代理者	成田委員。
成田委員	地目変更はしないで、現在の地目で畑地化をやるということですか。
農政課大崎主査	畑地化促進事業上は、地目変更の必要はございません。
	(上村委員 挙手)
内久保職務代理者	上村委員。
上村委員	畑地化の補助金は5年間で6年目以降は出ないが、転作の補助金は令和9年度、それ以降も出るということですね。
農政課大崎主査	畑地化につきましては、6年目以降の補助金は出ませんが、転作の補助金は、制度の名称や要綱等は変わると思われませんが、9年度以降も出る予定でございます。間違いなく出るとは断言はできませんが、今後も継続する予定でございます。
	(鹿糠勢津子委員 挙手)
内久保職務代理者	鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	案件に疑義があるわけではないですが、先ほど畑地化について、地目変更しなくてもいいという説明がありましたが、一旦畑になってから、6年7年後に水田に戻るということは、まず不可能に近いと思います。私たち農業委員が毎年、利用状況調査で土地を調べていますが、登記上は田んぼだけど、現況は畑というような状態がいつまでたっても解消されない、という不具合が出てくるとは思いますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

	発言主旨
農政課大崎主査	制度上、国では2、30年ぐらい前から減反政策をやっており、地目は田んぼだったところで畑作して、転作の交付金をもらっているところは多いと思います。現況どおりに地目を変更してしまうと、国の制度である転作の交付金が、受け取れなくなってしまいます。それについては、国の機関がどういう見識なのかを確認してみますが、この場での回答はできませんので、ご了承ください。
内久保職務代理者	その他、ございませんか。 (「なし」の声) 意見等ないようですので、質疑については、これで打ち切りたいと思います。それでは採決したいと思います。協議事項について、特に意見はないということよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは意見がないものとして決しました。
農政課大崎主査	ありがとうございます。土地改良区にも協議の上、合意をいただければ、国に申請したいと思います。  (田村会長 入室)
会長	それでは再開をいたします。報告事項(1)農地改良届出書の提出についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
長代主任	報告事項(1)農地改良等届出書の提出についてご報告いたします。土地の表示、申請人は記載の通りです。届出事由は田から畑への転換、完了予定日6月末、内容については記載の通りとなっております。以上で報告事項(1)を終わります。
会長	説明が終わりました。皆さんから質問等ございますか。 (「なし」の声) 次に報告事項2、農地法第3条の3第1項の届出書の提出についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
長代主任	報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届け出書の提出についてになります。土地の表示、届出人は記載の通りとなっております。全部で11件、届出事由はすべて相続によるものとなっております。以上で報告事項(2)を終わります。

	発言主旨
会長	説明が終わりました。質問ございませんでしょうか。 （「なし」の声） 次に、報告事項(3)会務報告を議題とします。澤口事務局長お願いします。
事務局長	（会務報告：4月22日～5月20日）
会長	他にございませんか。 （「なし」の声） なければ以上をもちまして第3回久慈市農業委員会議を終了いたします。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。
15時50分閉会	